

○奈良県環境影響評価条例施行規則

平成十一年六月八日
奈良県規則第十二号

奈良県環境影響評価条例施行規則をここに公布する。

奈良県環境影響評価条例施行規則

(趣旨)

第一条 この規則は、奈良県環境影響評価条例(平成十年十二月奈良県条例第十一号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(対象事業)

第二条 条例第二条第二項の規則で定める事業は、別表第一の上欄に掲げる事業の種類ごとに同表の下欄に掲げる要件のいずれかに該当する事業とする。

(平一一規則四五・一部改正)

(配慮書対象事業に係る環境影響を受ける範囲と認められる地域)

第二条の二 条例第四条の四の配慮書対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域は、配慮書対象事業実施想定区域及び既に入手している情報によって一以上の環境の構成要素に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域とする。

(平二六規則三九・追加)

(配慮書についての公告の方法)

第二条の三 条例第四条の五の規定による公告は、次に掲げる方法のうち適切な方法により行うものとする。

一 官報への掲載

二 時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙への掲載

三 前二号に掲げるもののほか、配慮書事業者からの協議に基づき知事が適切と認める方法

(平二六規則三九・追加)

(配慮書を縦覧する場所)

第二条の四 条例第四条の五の規定により配慮書及び配慮書要約書を縦覧に供する場所は、県の本庁庁舎及び次に掲げるもののうちできる限り縦覧する者の参集の便を考慮して定めた場所とする。一 配慮書事業者の事務所(県の区域内に存する事務所に限る。)

二 配慮書対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域を管轄する市町村(以下「配慮書関係市町村」という。)の協力が得られた場合にあっては、配慮書関係市町村の庁舎その他の配慮書関係市町村の施設

三 前二号に掲げるもののほか、配慮書事業者が利用できる適切な施設

(平二六規則三九・追加)

(配慮書について公告する事項)

第二条の五 条例第四条の五の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 配慮書事業者の氏名及び住所(法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

二 配慮書対象事業の名称、種類及び規模

三 配慮書対象事業実施想定区域

四 条例第四条の四の配慮書対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域の範囲

五 配慮書及び配慮書要約書の縦覧の場所、期間及び時間

六 配慮書について環境の保全の見地からの意見を書面により提出することができる旨

七 条例第四条の六の意見書の提出期限及び提出先その他意見書の提出に必要な事項

(平二六規則三九・追加)

(配慮書についての公表の方法)

第二条の六 条例第四条の五の規定による公表は、配慮書事業者のウェブサイトへの掲載により行うものとする。

(平二六規則三九・追加)

(配慮書についての意見書の提出)

第二条の七 条例第四条の六の意見書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所(法人その他の団体にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

二 意見書の提出の対象である配慮書に記載された配慮書対象事業の名称

三 配慮書についての環境の保全の見地からの意見及びその理由

(平二六規則三九・追加)

(配慮書についての知事の意見の提出期間)

第二条の八 条例第四条の八第一項の規則で定める期間は、条例第四条の七の書類の送付を受けた日の翌日から起算して九十日とする。ただし、同項の意見を述べるため実地の調査を行う必要がある場合において、積雪その他の自然現象により長期間にわたり当該実地の調査が著しく困難であるときは、百二十日を超えない範囲内において知事が定める期間とする。

2 知事は、前項ただし書の規定により期間を定めたときは、配慮書事業者に対し、遅滞なくその旨及びその理由を通知しなければならない。

(平二六規則三九・追加)

(配慮書対象事業の廃止等の場合の公告)

第二条の九 条例第四条の九第一項の規定による公告は、次に掲げる方法のうち適切な方法により行うものとする。

一 官報への掲載

二 時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙への掲載

三 前二号に掲げるもののほか、配慮書事業者からの協議に基づき知事が適切と認める方法

2 条例第四条の九第一項の規定による公告は、次に掲げる事項について行うものとする。

一 配慮書事業者の氏名及び住所(法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

二 配慮書対象事業の名称、種類及び規模

三 条例第四条の九第一項各号のいずれかに該当することとなった旨

四 条例第四条の九第一項第三号に該当した場合にあっては、引継ぎにより新たに配慮書事業者となった者の氏名及び住所(法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

(平二六規則三九・追加)

(方法書の作成)

第三条 条例第五条第一項第二号に掲げる対象事業の内容は、次に掲げる事項とする。

一 対象事業の名称、種類及び規模

二 対象事業が実施されるべき区域(以下「対象事業実施区域」という。)の位置

三 対象事業実施区域の面積

四 前三号に掲げるもののほか、対象事業実施区域内における施設の種類、規模及び配置計画その他の対象事業の内容に関する事項(既に決定されている内容に係るものに限る。)であって、その変更により環境影響が変化することとなるもの

2 事業者は、条例第五条第一項第三号に掲げる事項を記載するに当たっては、条例第四条第一項の環境影響評価技術指針(以下「技術指針」という。)に定めるところにより把握した地域特性に関する情報を記載しなければならない。

3 事業者は、第一項第二号及び前項の規定により把握した情報を記載するに当たっては、それらの概要を適切な縮尺の平面図上に明らかにしなければならない。

4 事業者は、条例第五条第一項第八号に掲げる事項の記載に当たっては、環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法を選定した理由(技術指針に規定する標準項目を選定しなかった場合にあっては、その理由を含む。)を明らかにしなければならない。

5 条例第五条第一項第九号の規則で定める事項は、条例第四条の二の配慮書対象事業が実施されるべき区域その他の技術指針で定める事項を決定する過程における環境の保全の配慮に係る検討の経緯及びその内容とする。

6 事業者は、条例第五条第三項により準用する条例第四条の三第二項の規定により二以上の対象事業について併せて方法書を作成した場合にあっては、当該方法書において、その旨を明らかにしなければならない。

7 事業者が法第三条の十第二項の規定により適用される法第三条の三第一項の規定により配慮書を作成している場合における第五項の規定の適用については、「条例第四条の二の配慮書対象事業が実施されるべき区域その他の技術指針で定める事項」とあるのは、「法第三条の二第一項の事業が実施されるべき区域その他の主務省令で定める事項」とする。

(平一一規則四五・追加、平二六規則三九・一部改正)

(対象事業に係る環境影響を受ける範囲と認められる地域)

第四条 条例第六条の対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域は、対象事業実施

区域及び既に入手している情報によって一以上の環境の構成要素に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域とする。

(平一一規則四五・追加、平二六規則三九・一部改正)

(方法書についての公告の方法)

第五条 第二条の三の規定は、条例第七条の規定による公告について準用する。この場合において、第二条の三第三号中「配慮書事業者」とあるのは、「事業者」と読み替えるものとする。

(平二六規則三九・全改)

(方法書の縦覧)

第六条 第二条の四の規定は、条例第七条の規定による縦覧について準用する。この場合において、第二条の四第一号中「配慮書事業者」とあるのは「事業者」と、同条第二号中「配慮書対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域を管轄する市町村(以下「配慮書関係市町村」という。）」とあるのは「関係市町村」と、「配慮書関係市町村の」とあるのは「関係市町村の」と、同条第三号中「配慮書事業者」とあるのは「事業者」と読み替えるものとする。

(平二六規則三九・全改)

(方法書について公告する事項)

第七条 第二条の五の規定は、条例第七条の規定による公告について準用する。この場合において、第二条の五第一号中「配慮書事業者」とあるのは「事業者」と、同条第二号中「配慮書対象事業」とあるのは「対象事業」と、同条第三号中「配慮書対象事業実施想定区域」とあるのは「対象事業実施区域」と、同条第四号中「第四条の四の配慮書対象事業」とあるのは「第六条の対象事業」と、同条第七号中「第四条の六」とあるのは「第八条」と読み替えるものとする。

(平二六規則三九・全改)

(方法書についての公表の方法)

第七条の二 第二条の六の規定は、条例第七条の規定による公表について準用する。この場合において、「配慮書事業者」とあるのは、「事業者」と読み替えるものとする。

(平二六規則三九・全改)

(方法書説明会の開催)

第七条の三 条例第七条の二第一項の方法書説明会は、できる限り方法書説明会に参加する者の参集の便を考慮して開催の日時及び場所を定めるものとし、条例第六条に規定する地域に二以上の市町村の区域が含まれることその他の理由により事業者が必要と認める場合には、方法書説明会を開催すべき地域を二以上の区域に区分して当該区域ごとに開催するものとする。

(平二六規則七〇・追加)

(方法書説明会の開催の公告)

第七条の四 第二条の三の規定は、条例第七条の二第二項の規定による公告について準用する。この場合において、第二条の三第三号中「配慮書事業者」とあるのは、「事業者」と読み替えるものとする。

2 条例第七条の二第二項の規定による公告は、次に掲げる事項について行うものとする。

一 第七条第一号から第四号までに掲げる事項二

方法書説明会の開催を予定する日時及び場所

(平二六規則七〇・追加、平二六規則三九・一部改正)

(方法書説明会に係る事業者の責めに帰することができない事由)

第七条の五 条例第七条の二第三項の事業者の責めに帰することができない事由であつて規則で定めるものは、次に掲げる事由とする。

一 天災、交通の途絶その他の不測の事態により方法書説明会の開催が不可能であること。

二 事業者以外の者により方法書説明会の開催が故意に阻害されることによって方法書説明会を円滑に開催できないことが明らかであること。

(平二六規則七〇・追加)

(方法書の記載事項の周知)

第七条の六 条例第七条の二第三項の規定による方法書の記載事項の周知は、次に掲げる方法のうち適切な方法により行うものとする。

一 方法書要約書を求めに応じて提供することを周知した後、方法書要約書を求めに応じて提供すること。

二 方法書の概要を公告すること。

三 前二号に掲げるもののほか、方法書の記載事項を周知させるための適切な方法

2 第二条の三の規定は、前項第二号の規定による公告について準用する。この場合において、第二条の三第三号中「配慮書事業者」とあるのは、「事業者」と読み替えるものとする。

(平二六規則七〇・追加、平二六規則三九・一部改正)

(方法書説明会の実施状況の報告)

第七条の七 条例第七条の二第四項の規定による方法書説明会の実施状況の報告は、次に掲げる事項について行うものとする。

- 一 方法書説明会を開催した日時及び場所
- 二 方法書説明会に参加した者の数
- 三 方法書説明会において配布した資料
- 四 方法書説明会に参加した者の質疑及びこれに対する事業者の応答

(平二六規則七〇・追加)

(方法書についての意見書の提出)

第八条 第二条の七の規定は、条例第八条の規定による意見書の提出について準用する。この場合において、第二条の七第二号中「配慮書対象事業」とあるのは、「対象事業」と読み替えるものとする。

(平二六規則三九・全改)

(方法書についての知事の意見の提出期間)

第九条 第二条の八の規定は、条例第十条第一項の規則で定める期間について準用する。この場合において、第二条の八第一項中「第四条の七」とあるのは「第九条」と、第二条の八第二項中「配慮書事業者」とあるのは「事業者」と読み替えるものとする。

(平二六規則三九・全改)

(準備書の作成)

第十条 条例第十二条第一項の準備書は、技術指針で定めるところにより作成しなければならない。

2 事業者は、条例第十二条第一項第六号エに掲げる事項の記載に当たっては、環境影響評価の項目ごとに取りまとめられた調査、予測及び評価の結果並びに講ずることとした環境の保全のための措置の概要を一覧できるようにしなければならない。

3 事業者は、条例第十二条第二項において準用する条例第四条の三第二項の規定により二以上の対象事業について併せて準備書を作成した場合にあっては、当該準備書において、その旨を明らかにしなければならない。

(平一一規則四五・追加、平二六規則三九・一部改正)

(準備書についての公告の方法)

第十一条 第二条の三の規定は、条例第十四条の規定による公告について準用する。この場合において、第二条の三第三号中「配慮書事業者」とあるのは、「事業者」と読み替えるものとする。

(平一一規則四五・追加、平二六規則三九・一部改正)

(準備書の縦覧)

第十二条 第二条の四の規定は、条例第十四条の規定による縦覧について準用する。この場合において、第二条の四第一項中「配慮書事業者」とあるのは「事業者」と、同条第二号中「配慮書対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域を管轄する市町村(以下「配慮書関係市町村」という。）」とあるのは「関係市町村」と、「配慮書関係市町村の」とあるのは「関係市町村の」と、同条第三号中「配慮書事業者」とあるのは「事業者」と読み替えるものとする。

(平一一規則四五・追加、平二六規則七〇・平二六規則三九・一部改正)

(準備書について公告する事項)

第十三条 条例第十四条の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 第七条第一号から第三号までに掲げる事項
- 二 関係地域の範囲
- 三 準備書及び準備書要約書の縦覧の場所、期間及び時間
- 四 準備書について環境の保全の見地からの意見を書面により提出することができる旨
- 五 条例第十六条の意見書の提出期限及び提出先その他意見書の提出に必要な事項

(平一一規則四五・追加、平二六規則七〇・一部改正)

(準備書についての公表の方法)

第十三条の二 第二条の六の規定は、条例第十四条の規定による公表について準用する。この場合において、「配慮書事業者」とあるのは、「事業者」と読み替えるものとする。

(平二六規則七〇・追加、平二六規則三九・一部改正)

(準備書説明会の開催)

- 第十四条 第七条の三の規定は、条例第十五条第一項の準備書説明会について準用する。この場合において、「条例第六条に規定する地域」とあるのは、「関係地域」と読み替えるものとする。
(平二六規則七〇・全改)
(準備書説明会の開催の公告)
- 第十五条 第二条の三の規定は、条例第十五条第二項の規定による公告について準用する。この場合において、第二条の三第三号中「配慮書事業者」とあるのは、「事業者」と読み替えるものとする。
- 2 条例第十五条第二項の規定による公告は、次に掲げる事項について行うものとする。
- 一 第七条第一号から第三号までに掲げる事項二
関係地域の範囲
三 準備書説明会の開催を予定する日時及び場所
(平一一規則四五・追加、平二六規則七〇・平二六規則三九・一部改正)
(準備書説明会に係る事業者の責めに帰することができない事由)
- 第十六条 第七条の五の規定は、条例第十五条第二項により準用する条例第七条の二第三項の事業者の責めに帰することができない事由について準用する。
(平二六規則七〇・全改)
(準備書の記載事項の周知)
- 第十七条 第七条の六第一項の規定は、条例第十五条第二項により準用する条例第七条の二第三項の規定による準備書の記載事項の周知について準用する。
- 2 第二条の三の規定は、前項により準用する第七条の六第一項第二号の規定による公告について準用する。この場合において、第二条の三第三号中「配慮書事業者」とあるのは、「事業者」と読み替えるものとする。
(平一一規則四五・追加、平二六規則七〇・平二六規則三九・一部改正)
(準備書説明会の実施状況の報告)
- 第十八条 第七条の七の規定は、条例第十五条第二項により準用する条例第七条の二第四項の規定による準備書説明会の実施状況の報告について準用する。
(平二六規則七〇・全改)
(準備書についての意見書の提出)
- 第十九条 第八条の規定は、条例第十六条の意見書について準用する。この場合において、第八条第二号及び第三号中「方法書」とあるのは、「準備書」と読み替えるものとする。
(平一一規則四五・追加)
(準備書についての知事の意見の提出期間)
- 第二十条 条例第十八条第一項の規則で定める期間は、条例第十七条の書類の送付を受けた日の翌日から起算して百二十日とする。ただし、同項の意見を述べるため実地の調査を行う必要がある場合において、積雪その他の自然現象により長期間にわたり当該実地の調査が著しく困難であるときは、百五十日を超えない範囲内において知事が定める期間とする。
- 2 第二条の八第二項の規定は、前項ただし書の規定により期間を定めた場合について準用する。この場合において、「配慮書事業者」とあるのは、「事業者」と読み替えるものとする。
(平一一規則四五・追加、平二六規則三九・一部改正)
(条例第十九条第一項第一号の規則で定める軽微な修正等)
- 第二十一条 条例第十九条第一項第一号の規則で定める軽微な修正は、別表第二の上欄に掲げる対象事業の種類ごとにそれぞれ同表の中欄に掲げる事業の諸元の修正であって、同表の下欄に掲げる要件に該当するもの(当該修正後の対象事業について条例第六条の規定を適用した場合における同条の地域を管轄する市町村長に当該修正前の対象事業に係る当該地域を管轄する市町村長以外の市町村長が含まれるもの及び環境影響が相当な程度を超えて増加するおそれがあると認めるべき特別の事情があるものを除く。)とする。
- 2 条例第十九条第一項第一号の規則で定める修正は、次に掲げるものとする。
- 一 前項に規定する修正
二 別表第二の上欄に掲げる対象事業の種類ごとにそれぞれ同表の中欄に掲げる事業の諸元の修正以外の修正
三 前二号に掲げるもののほか、環境への負荷の低減を目的とする修正であって、当該修正後の対象事業について条例第六条の規定を適用した場合における同条の地域を管轄する市町村長に当該修正前の対象事業に係る当該地域を管轄する市町村長以外の市町村長が含まれていないもの
(平一一規則四五・追加)

(評価書の作成)

第二十二條 条例第十九條第二項の評価書は、技術指針で定めるところにより作成しなければならない。

2 事業者は、評価書を作成するに当たり準備書の記載事項を修正したときは、修正した事項を明らかにしなければならない。

(平一一規則四五・追加)

(評価書についての公告の方法)

第二十三條 第二條の三の規定は、条例第二十一條の規定による公告について準用する。この場合において、第二條の三第三号中「配慮書事業者」とあるのは、「事業者」と読み替えるものとする。

(平一一規則四五・追加、平二六規則三九・一部改正)

(評価書の縦覧)

第二十四條 第二條の四の規定は、条例第二十一條の規定による縦覧について準用する。この場合において、第二條の四第一項中「配慮書事業者」とあるのは「事業者」と、同条第二号中「配慮書対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域を管轄する市町村(以下「配慮書関係市町村」という。）」とあるのは「関係市町村」と、「配慮書関係市町村の」とあるのは「関係市町村の」と、同条第三号中「配慮書事業者」とあるのは「事業者」と読み替えるものとする。

(平一一規則四五・追加、平二六規則七〇・平二六規則三九・一部改正)

(評価書について公告する事項)

第二十五條 条例第二十一條の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 第七條第一号から第三号までに掲げる事項

二 関係地域の範囲

三 評価書及び評価書要約書の縦覧の場所、期間及び時間

(平一一規則四五・追加、平二六規則七〇・一部改正)

(評価書についての公表の方法)

第二十五條の二 第二條の六の規定は、条例第二十一條の規定による公表について準用する。この場合において、「配慮書事業者」とあるのは、「事業者」と読み替えるものとする。

(平二六規則七〇・追加、平二六規則三九・一部改正)

(条例第二十三條第一項の規則で定める軽微な修正等)

第二十六條 第二十一條の規定は、条例第二十三條第一項ただし書の規則で定める軽微な修正及び同項ただし書の規則で定める修正について準用する。

(平一一規則四五・追加)

(対象事業の廃止等の場合の公告)

第二十七條 第二條の三の規定は、条例第二十四條第一項(条例第三十條において準用する場合を含む。)の規定による公告について準用する。この場合において、第二條の三第三号中「配慮書事業者」とあるのは、「事業者」と読み替えるものとする。

2 条例第二十四條第一項の規定による公告は、次に掲げる事項について行うものとする。

一 第七條第一号及び第二号に掲げる事項

二 条例第二十四條第一項各号のいずれかに該当することとなった旨

三 条例第二十四條第一項第三号に該当した場合にあっては、引継ぎにより新たに事業者となった者の氏名及び住所(法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

(平一一規則四五・追加、平二六規則三九・一部改正)

(条例第二十五條第二項の規則で定める軽微な変更等)

第二十八條 条例第二十五條第二項の規則で定める軽微な変更は、別表第三の上欄に掲げる対象事業の種類ごとにそれぞれ同表の中欄に掲げる事業の諸元の変更であって、同表の下欄に掲げる要件に該当するもの(当該変更後の対象事業について条例第六條の規定を適用した場合における同条の地域を管轄する市町村長に当該変更前の対象事業に係る当該地域を管轄する市町村長以外の市町村長が含まれるもの及び環境影響が相当な程度を超えて増加するおそれがあると認めるべき特別の事情があるものを除く。)とする。

2 条例第二十五條第二項の規則で定める変更は、次に掲げるものとする。

一 前項に規定する変更

二 別表第三の上欄に掲げる対象事業の種類ごとにそれぞれ同表の中欄に掲げる事業の諸元の変更以外の変更

三 前二号に掲げるもののほか、環境への負荷の低減を目的とする変更(緑地その他の緩衝空地を増

加するものに限る。)であって、当該変更後の対象事業について条例第六条の規定を適用した場合における同条の地域を管轄する市町村長に当該変更前の対象事業に係る当該地域を管轄する市町村長以外の市町村長が含まれていないもの

(平一一規則四五・追加)

(環境の保全のための措置の実施状況の報告等)

第二十九条 条例第二十八条第一項の規定による報告は、対象事業の着手後当該対象事業が完了するまで三月ごとに行うものとする。

2 条例第二十八条第二項の規定による報告は、実施することとした環境の保全のための措置(実施しないこととする場合は、その理由)を記載した書類を添付しなければならない。

(平一一規則四五・追加)

(対象事業完了後の環境の保全のための措置の報告等)

第二十九条の二 条例第二十九条の二第一項の規定による報告は、実施することとした環境の保全のための措置(実施しないこととする場合は、その理由)を記載した書類を添付して行わなければならない。

2 条例第二十九条の二第二項の規定による公表は、県の本庁庁舎及び次に掲げるもののうちできる限り一般の参集の便を考慮して定めた場所において行うものとする。

一 事業者の事務所(県の区域内に存する事務所に限る。)

二 関係市町村の協力が得られた場合にあっては、関係市町村の庁舎その他の関係市町村の施設

三 前二号に掲げるもののほか、事業者が利用できる適切な施設

3 条例第二十九条の二第二項の規定による公表は、前項の規定によるほか、事業者のウェブサイトへの掲載により行うものとする。

4 前二項に規定する方法による公表は、条例第二十九条の二第一項の規定により知事に報告した日から一月間行うものとする。

(平二六規則七〇・追加)

(都市計画に定められる配慮書対象事業等に係る環境影響評価その他の手続を行う者等の特例)

第二十九条の三 配慮書対象事業が都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第四条第七項に規定する市街地開発事業として同法の規定により都市計画に定められる場合における当該配慮書対象事業又は配慮書対象事業に係る施設が同条第五項に規定する都市施設として同法の規定により都市計画に定められる場合における当該都市施設に係る配慮書対象事業については、条例第四条の二から条例第四条の九までの規定により行うべき環境影響評価その他の手続は、次項及び第三十一条の二に定めるところにより、当該都市計画に係る同法第十五条第一項の知事又は市町村(同法第二十二条第一項の場合にあっては、同項の国土交通大臣又は市町村。以下「都市計画決定権者」という。)が当該配慮書対象事業に係る事業者に代わるものとして、当該配慮書対象事業又は配慮書対象事業に係る施設(以下「配慮書対象事業等」という。)に関する都市計画の決定又は変更をする手続と併せて行うものとする。この場合において、条例第四条の三第二項、第四条の九第一項第三号及び同条第二項の規定は、適用しない。

2 前項の規定により都市計画決定権者が環境影響評価その他の手続を行う場合における条例第四条の二から第四条の九まで(条例第四条の三第二項、第四条の九第一項第三号及び同条第二項を除く。)の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

<p>第四条の二</p>	<p>配慮書対象事業(第二条第二項の規定で定める事業(法第二条第二項に規定する第一種事業及び法第三条の十第一項の規定による通知がなされた法第二条第三項に規定する第二種事業を除く。)をいう。以下同じ。)を実施しようとする者(委託に係る配慮書対象事業にあっては、その委託をしようとする者。以下「配慮書事業者」という。)は、配慮書対象事業</p> <p>当該配慮書対象事業</p>	<p>奈良県環境影響評価条例施行規則(平成十一年六月奈良県規則第十二号。以下「施行規則」という。)第二十九条の三第一項の都市計画決定権者(以下「都市計画決定権者」という。)は、同項に規定する配慮書対象事業等を都市計画法(昭和四十三年法律第百号)の規定により都市計画に定めようとする場合における当該都市計画に係る配慮書対象事業(以下「都市計画配慮書対象事業」という。)</p> <p>当該都市計画配慮書対象事業</p>
<p>第四条の三第一項各号</p>	<p>配慮書事業者</p>	<p>都市計画決定権者</p>

列記以外の部分		
第四条の三第一項第一号	配慮書事業者の氏名及び住所(法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)	都市計画決定権者の名称
第四条の三第一項第二号	配慮書対象事業	都市計画配慮書対象事業
第四条の四	配慮書事業者配	都市計画決定権者
	慮書対象事業配	都市計画配慮書対象事業
第四条の五から第四条の七まで及び第四条の八第一項	慮書事業者	都市計画決定権者
第四条の九第一項各号列記以外の部分	配慮書事業者(第七条又は	都市計画決定権者(施行規則第三十条第二項の規定により読み替えて適用される第七条又は法第四十条第二項の規定により読み替えて適用される
第四条の九第一項第一号及び第二号	配慮書対象事業	都市計画配慮書対象事業

(平二六規則三九・追加)

(都市計画に定められる対象事業等に係る環境影響評価その他の手続を行う者等の特例)

第三十条 対象事業が都市計画法第四条第七項に規定する市街地開発事業として同法の規定により都市計画に定められる場合における当該対象事業又は対象事業に係る施設が同条第五項に規定する都市施設として同法の規定により都市計画に定められる場合における当該都市施設に係る対象事業については、条例第五条から第三十一条までの規定により行うべき環境影響評価その他の手続は、次項及び第三項並びに次条、第三十二条、第三十三条及び第三十四条に定めるところにより、当該都市計画に係る都市計画決定権者が当該対象事業に係る事業者に代わるものとして、当該対象事業又は対象事業に係る施設(以下「対象事業等」という。)に関する都市計画の決定又は変更をする手続と併せて行うものとする。この場合において、条例第五条第三項、第十二条第二項、第二十四条第一項第三号及び同条第二項の規定は、適用しない。

2 前項の規定により都市計画決定権者が環境影響評価その他の手続を行う場合における条例第五条から第三十一条まで(条例第五条第三項、第十二条第二項、第二十四条第一項第三号及び同条第二項を除く。)の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第五条第一項各号列記以外の部分	事業者	都市計画決定権者
	第四条の二の配慮書対象事業	施行規則第二十九条の三第二項の規定により読み替えて適用される第四条の二の都市計画配慮書対象事業
	対象事業	施行規則第三十条第一項に規定する対象事業等(第二十三条第一項及び第二十四条第一項第一号において「対象事業等」という。)を都市計画法の規定により都市計画に定めようとする場合における当該都市計画に係る対象事業(以下「都市計画対象事業」という。)
第五条第一項第一号	事業者の氏名及び住所(法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)	都市計画決定権者の名称
第五条第一項第二号及び第三号	対象事業	都市計画対象事業
第五条第一項第七号	事業者	都市計画決定権者
第五条第一項第八号	対象事業	都市計画対象事業

第五条第二項	事業者	都市計画決定権者
	第四条の二の配慮書対象事業	施行規則第二十九条の三第二項の規定により読み替えて適用される第四条の二の都市計画配慮書対象事業
第六条	事業者	都市計画決定権者
	対象事業	都市計画対象事業
第七条から第九条まで及び第十条第一項	事業者	都市計画決定権者
第十一条、第十二条第一項及び第十三条	事業者	都市計画決定権者
	対象事業	都市計画対象事業
第十四条から第十七条まで及び第十八条第一項	事業者	都市計画決定権者
第十九条第一項	事業者	都市計画決定権者
	対象事業	都市計画対象事業
第十九条第二項	事業者第	都市計画決定権者
二十条及び第二十一条	事業者	都市計画決定権者
第二十三条第一項	事業者	都市計画決定権者
	修正しよう	修正して対象事業等を都市計画法の規定により都市計画に定めよう
第二十三条第二項	事業者	都市計画決定権者
第二十四条第一項	事業者	都市計画決定権者
	対象事業を実施しない	対象事業等を都市計画に定めない
	対象事業に	都市計画対象事業に
第二十五条第一項	を行う	が行われる
第二十五条第二項	を行った	が行われた
第二十五条第三項	を行った	が行われた
	を行い	が行われ
第二十八条第一項	に記載した	に記載された
第二十八条第二項	を記載した	が記載された

3 前項の規定により読み替えて適用される条例第十四条の規定による公告は、当該公告に係る都市計画決定権者が定める都市計画についての都市計画法第十七条第一項(同法第二十一条第二項において準用する場合及び同法第二十二条第一項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)の規定による公告を行う日に行うものとする。

(平一一規則四五・追加、平二三規則一七・平二六規則三九・一部改正)

(対象事業の内容の変更を伴う都市計画の変更の場合の再実施の特例)

第三十一条 前条第二項の規定により読み替えて適用される条例第二十一条の規定による公告を行った後に、都市計画決定権者が前条第二項の規定により読み替えて適用される条例第五条第一項第二号に掲げる事項の変更に係る都市計画の変更をしようとする場合における当該事項の変更については、条例第二十五条第二項及び第三項の規定に基づいて経るべき環境影響評価その他の手続は、次項に定めるところにより、当該都市計画決定権者が、当該事項の変更に係る事業者に代わるものとして、当該都市計画を変更する手続と併せて行うものとする。

2 前項の場合における条例第二十五条第二項及び第三項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二十五条第二項	事業者は、第二十一条	都市計画決定権者は、施行規則第三十条第二項の規定により読み替えて適用される第二十一条
	第五条第一項第二号	施行規則第三十条第二項の規定により

		読み替えて適用される第五条第一項第二号
	を変更	の変更に係る都市計画の変更を
	当該変更	当該事項の変更
第二十五条第三項	第一項の規定は、第二十一条	第一項の規定は、都市計画決定権者が施行規則第三十条第二項の規定により読み替えて適用される第二十一条
	第五条第一項第二号	施行規則第三十条第二項の規定により読み替えて適用される第五条第一項第二号
	当該事業	当該事業に係る都市計画の変更をしようとする場合における当該都市計画に係る事業
	事業者	都市計画に係る事業者
	「公告」とあるのは、	「第二十一条」とあるのは「施行規則第三十条第二項の規定により読み替えて適用される第二十一条」と、「公告」とあるのは
	を行い	が行われ
	行うものに限る。）」	行われるものに限る。）」と、「を行う」とあるのは「が行われる」と、「第十九条第一項」とあるのは「施行規則第三十条第二項の規定により読み替えて適用される第十九条第一項」

(平一一規則四五・追加)

(配慮書事業者の行う手続との調整)

第三十一条の二 配慮書事業者が条例第四条の四の規定による送付を行ってから条例第五条の規定により方法書を作成するまでの間において、当該配慮書対象事業等を都市計画に定めようとする都市計画決定権者が当該配慮書事業者及び当該配慮書事業者から条例第四条の四の規定により配慮書の送付を受けた者にその旨を通知したときは、当該都市計画に係る配慮書対象事業についての第二十九条の三第一項の規定は、配慮書事業者がその通知を受けたときから適用する。この場合において、配慮書事業者は、その通知を受けた後、直ちに当該配慮書を都市計画決定権者に送付しなければならない。

2 前項の場合において、その通知を受ける前に配慮書事業者が行った計画段階配慮事項についての検討その他の手続は都市計画決定権者が行ったものとみなし、配慮書事業者に対して行われた手続は都市計画決定権者に対して行われたものとみなす。

(平二六規則三九・追加)

(事業者の行う手続との調整)

第三十二条 事業者が条例第五条第一項の規定により方法書を作成してから条例第七条の規定による公告を行うまでの間において、当該方法書に係る対象事業等を都市計画に定めようとする都市計画決定権者が当該方法書に係る事業者(事業者が既に条例第六条の規定により当該方法書を送付しているときは、事業者及びその送付を受けた者)にその旨を通知したときは、当該都市計画に係る対象事業についての条例第三十二条の規定は、事業者がその通知を受けたときから適用する。この場合において、事業者は、その通知を受けた後、直ちに当該方法書を都市計画決定権者に送付しなければならない。

2 前項の場合において、その通知を受ける前に事業者が行った環境影響評価その他の手続は都市計画決定権者が行ったものとみなし、事業者に対して行われた手続は都市計画決定権者に対して行われたものとみなす。

3 事業者が条例第七条の規定による公告を行ってから条例第十四条の規定による公告を行うまでの間において、これらの公告に係る対象事業等を都市計画に定めようとする都市計画決定権者が事業者及び方法書又は準備書の送付を当該事業者から受けた者にその旨を通知したときは、事業者は、当該対象事業に係る準備書を作成していない場合にあっては作成した後速やかに、準備書を既に作成している場合にあっては通知を受けた後直ちに、当該準備書を都市計画決定権者に送付するものとする。この場合において、当該都市計画に係る対象事業については、条例第三十二条の規定は、都市計画決定

権者が当該準備書の送付を受けたときから適用する。

4 第二項の規定は、前項の規定による送付が行われる前の手続について準用する。

5 事業者が条例第十四条の規定による公告を行ってから条例第二十一条の規定による公告を行うまでの間において、第三項の都市計画につき都市計画法第十七条第一項の規定による公告が行われたときは、当該都市計画に係る対象事業については、引き続き条例第三章第三節及び第四節の規定による環境影響評価その他の手続を行うものとし、条例第三十二条の規定は、適用しない。この場合において、事業者は、条例第二十一条の規定による公告を行った後、速やかに、都市計画決定権者に当該公告に係る同条の評価書を送付しなければならない。

(平一一規則四五・追加、平二六規則三九・一部改正)

(配慮書事業者の協力)

第三十二条の二 都市計画決定権者は、配慮書事業者に対し、第二十九条の三及び第三十一条の二に規定する環境影響評価その他の手続を行うために必要な調査の実施、資料の提供その他の必要な協力を求めることができる。

(平二六規則三九・追加)

(事業者の協力)

第三十三条 都市計画決定権者は、事業者に対し、第三十条、第三十一条及び第三十二条に規定する環境影響評価その他の手続を行うために必要な調査の実施、資料の提供、説明会への出席その他の必要な協力を求めることができる。

(平一一規則四五・追加、平二六規則三九・一部改正)

(法の規定により知事が意見を述べる場合の期間)

第三十三条の二 条例第三十三条第一項により準用する条例第四条の八第一項の規則で定める期間は、九十日間とする。

(平二六規則七〇・追加、平二六規則三九・一部改正)

(法対象事業の廃止等の場合の公告)

第三十四条 第二条の三の規定は、条例第三十五条の規定による公告について準用する。この場合において、第二条の三第三号中「配慮書事業者」とあるのは、「事業者」と読み替えるものとする。

2 条例第三十五条の規定による公告は、次に掲げる事項について行うものとする。

一 事業者の氏名及び住所(法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

二 対象事業の名称、種類及び規模

三 条例第三十五条第一項各号のいずれかに該当することとなった旨

(平一一規則四五・追加、平二六規則三九・一部改正)

(証明書の様式)

第三十五条 条例第三十八条第二項の証明書は、別記様式のとおりとする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、条例の施行の日から施行する。

(条例附則第三項の規則で定める許可等の申請その他の行為)

2 条例附則第三項の規則で定める許可等の申請その他の行為は、附則別表の上欄に掲げる事業の種類ごとに同表の下欄に掲げる行為のいずれかに該当する行為とする。

(平一一規則四五・追加)

(条例附則第三項の規則で定める軽微な変更等)

3 第二十八条の規定は、条例附則第三項の規則で定める軽微な変更及び同項の規則で定める変更について準用する。この場合において、第二十八条第一項並びに第二項第二号及び第三号中「対象事業」とあるのは「事業」と、別表第三中「対象事業」とあるのは「事業」と、「対象事業実施区域」とあるのは「事業が実施されるべき区域」と読み替えるものとする。

(平一一規則四五・追加)

(条例附則第四項の規則で定める許可等の申請その他の行為)

4 附則第二項の規定は、条例附則第四項の規則で定める許可等の申請その他の行為について準用する。

(平一一規則四五・追加)

(条例附則第四項の規則で定める条件)

5 条例附則第四項の規則で定める条件は、環境への負荷の低減を目的とする変更(緑地その他の緩衝空地を増加するものに限る。)であることとする。

(平一一規則四五・追加)
(経過措置)

- 6 この規則の施行の際現に行われている土石の採取の事業については、別表第一第十号中「当該面積が三ヘクタール」とあるのは、「当該面積が三ヘクタール(この規則の施行の際現に採石法第三十三条の認可を受けて行っている岩石の採取、砂利採取法第十六条の認可を受けて行っている砂利の採取又は奈良県土採取規制条例第二条の規定による届出をして行っている土の採取の事業に係る土地の面積を除く。)」とする。

(平一一規則四五・旧附則第二項繰下・一部改正)

附則別表

(平一一規則四五・追加、平二三規則一七・平二四規則六五・一部改正)

対象事業の種類	許可等の申請その他の行為
一 道路の新設又は改良の事業	ア 道路整備特別措置法(昭和三十一年法律第七号)第三条第一項若しくは第六項又は第十条第一項若しくは第四項の許可の申請 イ 都市計画法第十七条第一項(同法第二十一条第二項において準用する場合及び同法第二十二条第一項の規定により読み替えて適用される場合を含む。以下同じ。)の規定による公告
二 工場の設置又は変更の事業	ア 工場立地法(昭和三十四年法律第二十四号)第六条第一項又は第八条第一項の規定による届出 イ 大気汚染防止法(昭和四十三年法律第九十七号)第六条第一項又は第八条第一項の規定による届出 ウ 水質汚濁防止法(昭和四十五年法律第百三十八号)第五条第一項又は第七条の規定による届出 エ 瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和三十八年法律第百十号)第五条第一項又は第八条第一項の許可の申請 オ 奈良県生活環境保全条例(平成八年十二月奈良県条例第八号)第十二条、第十四条、第二十七条又は第二十九条の届出
三 廃棄物の処理施設の設置又は変更の事業	ア 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和三十五年法律第百三十七号。以下「廃棄物処理法」という。)第八条第一項、第九条第一項、第十五条第一項若しくは第十五条の二の五第一項の規定による許可の申請又は同法第九条の三第二項(同条第八項において準用する場合を含む。以下同じ。)の規定による縦覧の開始 イ 都市計画法第十七条第一項の規定による公告(現に設置されている廃棄物焼却施設又はし尿処理施設に係る当該公告を除く。) ウ 建築基準法(昭和三十五年法律第二百一十号)第五十一条ただし書の規定による許可の申請
四 スポーツ又はレクリエーションの施設の設置又は変更の事業	ア 都市計画法第二十九条又は第三十五条の二第一項の許可の申請 イ 森林法(昭和三十六年法律第二百四十九号)第十条の二第一項の許可の申請
五 土地区画整理事業	ア 土地区画整理法(昭和三十九年法律第百十九号)第四条第一項、第十条第一項、第十四条第一項、第三十九条第一項、第五十二条第一項、第五十五条第十二項、第七十一条の二第一項又は第七十一条の三第十四項の認可の申請 イ 都市基盤整備公団法(平成十一年法律第七十六号)による廃止前の住宅・都市整備公団法(昭和三十六年法律第四十八号)第四十一条第一項又は第十四項の認可の申請
六 住宅団地の造成事業	ア 都市計画法第十七条第一項の規定による公告又は同法第二十九条若しくは第三十五条の二第一項の許可の申請 イ 森林法第十条の二第一項の許可の申請
七 工場団地の造成事業	ア 都市計画法第十七条第一項の規定による公告又は同法第二十九条若しくは第三十五条の二第一項の許可の申請 イ 森林法第十条の二第一項の許可の申請
八 土石の採取の事業	ア 採石法(昭和三十五年法律第二百九十一号)第三十三条又は第三十三条の五第一項の認可の申請 イ 河川法(昭和三十九年法律第百六十七号)第二十五条の許可の申請 ウ 砂利採取法(昭和四十三年法律第七十四号)第十六条の認可の申請 エ 奈良県土採取規制条例(昭和三十九年三月奈良県条例第三十一号)第二条の規定による届出
九 条例第二条第二項第十一号の規則で定める	第二号及び第四号から第七号の下欄に掲げる許可等の申請その他の行為のうち、併せて行う事業の種類に応じてそれぞれ一以上の行為

事業	
----	--

別表第一(第二条関係)

(平一一規則四五・旧別表・一部改正、平二三規則一七・平二七規則三・一部改正)

事業の種類	対象事業の要件
一 道路の新設及び改築の事業	<p>ア 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第三条第二号から第四号までに掲げる道路(以下「道路」という。)の新設の事業(車線(道路構造令(昭和四十五年政令第三百二十号)第二条第七号の登坂車線、同条第八号の屈折車線及び同条第九号の変速車線を除く。以下同じ。)の数が四以上であり、かつ、長さが七・五キロメートル以上である道路を設けるものに限る。)</p> <p>イ 道路の改築の事業であつて、道路の区域を変更して車線の数を増加させ、又は新たに道路を設けるもの(車線の数の増加に係る部分(改築後の車線の数が四以上であるものに限る。))及び変更後の道路の区域において新たに設けられる道路の部分(車線の数が四以上であるものに限る。))の長さの合計が七・五キロメートル以上であるものに限る。)</p> <p>ウ 林道の開設の事業(幅員が六・五メートル以上であり、かつ、長さが十五キロメートル以上であるものに限る。)</p>
二 ダムの新築の事業	<p>河川法第三条第一項に規定する河川に関するダム(専ら発電の用に供するものを除く。)の新築の事業(河川管理施設等構造令(昭和五十一年政令第百九十九号)第二条第二号のサーチャージ水位(サーチャージ水位がないダムにあっては、同条第一号の常時満水位)における貯水池の水面の面積が五十ヘクタール(指定地域にあっては、二十ヘクタール)以上であるものに限る。)</p>
三 鉄道の新設及び改良の事業	<p>ア 鉄道事業法(昭和六十一年法律第九十二号)による鉄道(懸垂式鉄道、跨座式鉄道、案内軌条式鉄道、無軌条電車、鋼索鉄道、浮上式鉄道その他の特殊な構造を有する鉄道並びに全国新幹線鉄道整備法(昭和四十五年法律第七十一号)第二条の新幹線鉄道及び同法附則第六項第一号の新幹線鉄道規格新線を除く。以下「普通鉄道」という。)の建設(同項第二号の新幹線鉄道直通線の建設を除く。)の事業(長さが七・五キロメートル以上である鉄道を設けるものに限る。)</p> <p>イ 普通鉄道に係る鉄道施設の改良(本線路の増設(一の停車場に係るものを除く。))又は地下移設、高架移設その他の移設(軽微な移設を除く。)に限る。)の事業(改良に係る部分の長さが七・五キロメートル以上であるものに限る。)</p>
四 工場の設置又は変更の事業	<p>ア 製造業(物品の加工修理業を含む。)、ガス供給業又は熱供給業に係る工場(以下「工場」という。)で、次のいずれかに該当するものの設置の事業</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 敷地面積が十五ヘクタール以上の工場(工業団地(二以上の工場の用に供するための敷地及びこれに隣接し、緑地、道路その他の施設の用に供するための敷地として計画的に取得され、又は造成される一団の土地をいう。以下同じ。)に設置されるものを除く。) (2) ばい煙発生施設(大気汚染防止法第二条第二項のばい煙発生施設をいう。以下同じ。)が設置される工場で、排出ガス量(当該ばい煙発生施設において発生し、大気中に排出される気体の一時間当たりの量を温度が零度で圧力が一気圧の状態に換算したものの最大値の合計をいう。以下同じ。)が四万立方メートル以上のもの (3) 特定施設(水質汚濁防止法第二条第二項の特定施設をいう。以下同じ。)が設置される工場で、排出水量(一日当たりの平均的な排出水の量をいう。以下同じ。)が五千立方メートル(同項第一号の政令で定める物質及び同項第二号の汚染状態を示す項目として政令で定める項目に係る数値が増加しない用途に係る排出水の量(以下「冷却水量」という。))にあっては、一万立方メートル)以上のもの <p>イ 次のいずれかに該当する工場の変更の事業</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 工場(工業団地に設置されるものを除く。)の変更で、敷地面積が十五ヘクタール以上増加するもの (2) ばい煙発生施設が設置されている工場の変更で、排出ガス量が増加し、かつ、変更後の排出ガス量が四万立方メートル以上であるもの (3) 特定施設が設置されている工場の変更で、排出水量が増加し、かつ、変更後の排出水量が五千立方メートル(冷却水量にあっては、一万立方メートル)以上であるもの
五 廃棄物の処理施設の設置又は変更の事業	<p>ア 廃棄物処理法第八条第一項に規定する一般廃棄物の最終処分場(以下「一般廃棄物最終処分場」という。)又は廃棄物処理法第十五条第一項に規定する産業廃棄物の最終処分場(以下「産業廃棄物最終処分場」という。)の設</p>

	<p>置の事業(埋立処分の用に供される場所の面積が三ヘクタール以上であるものに限る。)</p> <p>イ 一般廃棄物最終処分場又は産業廃棄物最終処分場の規模の変更の事業(埋立処分の用に供される場所の面積が増加し、かつ、変更後の当該面積が三ヘクタール以上であるものに限る。)</p> <p>ウ ごみ処理施設又は廃棄物処理法第十五条第一項の産業廃棄物処理施設のうち、廃棄物処理法第二条第一項に規定する廃棄物を焼却するもの(以下「廃棄物焼却施設」という。)の設置の事業(廃棄物焼却施設の一時間当たりの処理能力が八トン以上であるものに限る。)</p> <p>エ 廃棄物焼却施設の構造又は規模の変更の事業(一時間当たりの処理能力が増加し、かつ、変更後の一時間当たりの処理能力が八トン以上であるものに限る。)</p> <p>オ し尿処理施設(浄化槽法(昭和五十八年法律第四十三号)第二条第一号に規定する浄化槽を除く。以下同じ。)の設置の事業(一日当たりの処理能力が百キロリットル以上であるものに限る。)</p> <p>カ し尿処理施設の構造又は規模の変更の事業(一日当たりの処理能力が増加し、かつ、変更後の一日当たりの処理能力が百キロリットル以上であるものに限る。)</p>
<p>六 スポーツ又はレクリエーションの施設の設置又は変更の事業</p>	<p>ア ゴルフ場、野球場、庭球場、陸上競技場、遊園地、動物園その他スポーツ又はレクリエーションの用に供する施設(学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)による学校の施設に該当するもの、都市公園法(昭和三十一年法律第七十九号)第二条第一項に規定する都市公園に該当するもの及び自然公園法(昭和三十二年法律第百六十一号)第二条第六号に規定する公園事業又は奈良県立自然公園条例(昭和四十一年十二月奈良県条例第二十三号)第二条第一号に規定する奈良県立自然公園のこれに相当する事業により建設される施設に該当するものを除く。以下「スポーツ又はレクリエーション施設」という。)の設置の事業(当該事業の用に供する土地の面積が五十ヘクタール(指定地域にあつては、二十ヘクタール)以上であるものに限る。)</p> <p>イ スポーツ又はレクリエーション施設の変更の事業(当該施設の用に供する土地の面積が五十ヘクタール(指定地域にあつては、二十ヘクタール)以上増加するものに限る。)</p>
<p>七 土地区画整理事業</p>	<p>土地区画整理法第二条第一項に規定する土地区画整理事業(以下「土地区画整理事業」という。)(当該事業の用に供する土地の面積が五十ヘクタール(指定地域にあつては、二十ヘクタール)以上であるものに限る。)</p>
<p>八 住宅団地の造成事業</p>	<p>二以上の住宅の用に供するための敷地及びこれに隣接し、緑地、道路その他の施設の用に供するための敷地として計画的に取得され、又は造成される一団の土地(以下「住宅団地」という。)の造成の事業(住宅団地の面積が五十ヘクタール(指定地域にあつては、二十ヘクタール)以上であるものに限る。)</p>
<p>九 工業団地の造成事業</p>	<p>工業団地の造成の事業(工業団地の面積が五十ヘクタール(指定地域にあつては、二十ヘクタール)以上であるものに限る。)</p>
<p>十 土石の採取の事業</p>	<p>ア 採石法第三十三条の認可を受けて行う岩石の採取、砂利採取法第十六条の認可を受けて行う砂利の採取又は奈良県土採取規制条例第二条の規定による届出をして行う土の採取の事業(以下「土石採取事業」という。)(当該事業に係る土地の面積が三ヘクタール以上のものに限る。)</p> <p>イ 土石採取事業の変更の事業(当該土石採取事業に係る土地の面積が増加し、かつ、変更後の当該面積が三ヘクタール以上であるものに限る。)</p>
<p>十一 条例第二条第二項第十一号の規則で定める事業</p>	<p>工場の設置若しくは変更の事業、スポーツ又はレクリエーション施設の設置若しくは変更の事業、土地区画整理事業、住宅団地の造成事業又は工業団地の造成事業のうちいずれか二以上の事業を併せて一の事業として行う事業(次の算式により算出される数値が一以上となる場合に限る。)</p> <p>算式</p> $(A/15) + ((B+C+D+E)/50) + ((b+c+d+e)/20)$ <p>算式の符号(単位 ヘクタール)</p> <p>A 工場(工業団地に設置されるものを除く。)の敷地面積(変更の事業にあつては、増加する敷地面積)</p> <p>B 指定地域以外の地域内におけるスポーツ又はレクリエーション施設の設置の事業の用に供する土地の面積(変更の事業にあつては、増加する土地の面積)</p> <p>C 指定地域以外の地域内における土地区画整理事業の用に供する土地の面積</p> <p>D 指定地域以外の地域内における住宅団地の造成の事業の用に供する土地の面積</p> <p>E 指定地域以外の地域内における工業団地の造成の事業の用に供する土地の面積</p>

- b 指定地域内におけるスポーツ又はレクリエーション施設の設置の事業の用に供する土地の面積(変更の事業にあつては、増加する土地の面積)
- c 指定地域内における土地区画整理事業の用に供する土地の面積
- d 指定地域内における住宅団地の造成の事業の用に供する土地の面積
- e 指定地域内における工業団地の造成の事業の用に供する土地の面積

備考

この表において「指定地域」とは、次に掲げるいずれかに該当する地域をいう。

- (1) 自然公園法第二条第二号の国立公園及び同条第三号の国定公園の区域
- (2) 古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法(昭和四十一年法律第一号)第四条第一項の歴史的風土保存区域
- (3) 都市計画法第八条第一項第七号の風致地区
- (4) 近畿圏の保全区域の整備に関する法律(昭和四十二年法律第百三号)第五条第一項の近郊緑地保全区域
- (5) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号)第二十九条第一項の特別保護地区
- (6) 奈良県立自然公園条例第二条第一号の奈良県立自然公園の区域
- (7) 奈良県自然環境保全条例(昭和四十九年三月奈良県条例第三十二号)第二十条第一項の奈良県自然環境保全地域、同条例第二十七条第一項の景観保全地区及び同条第二項の環境保全地区

別表第二(第二十一条関係)

(平一規則四五・追加)

対象事業の種類	事業の諸元	手続を経ることを要しない修正の要件
一 別表第一第一号ア又はイに該当する対象事業	道路の長さ	道路の長さが二十パーセント以上増加しないこと。
	対象事業実施区域の位置	修正前の対象事業実施区域から百メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。
	車線の数	車線の数が増加しないこと。
	設計速度	設計速度が増加しないこと。
二 別表第一第一号ウに該当する対象事業	林道の長さ	林道の長さが二十パーセント以上増加しないこと。
	対象事業実施区域の位置	修正前の対象事業実施区域から二百メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。
	林道の設計の基礎となる自動車の速度	林道の設計の基礎となる自動車の速度が増加しないこと。
三 別表第一第二号に該当する対象事業	貯水区域の位置	新たに貯水区域となる部分の面積が修正前の貯水面積の二十パーセント未満であること。
	コンクリートダム又はフィルダムの別	
四 別表第一第三号に該当する対象事業	鉄道の長さ	鉄道の長さが二十パーセント以上増加しないこと。
	本線路施設区域(別表第一第三号に該当する対象事業が実施されるべき区域から車庫又は車両検査修繕施設の区域を除いたものをいう。以下同じ。)の位置	修正前の本線路施設区域から百メートル以上離れた区域が新たに本線路施設区域とならないこと。
	本線路(一の停車場に係るものを除く。以下同じ。)の数	本線路の増設がないこと。
	鉄道施設の設計の基礎となる列車の最高速度	鉄道施設の設計の基礎となる列車の最高速度が地上の部分において十キロメートル毎時を超えて増加しないこと。

		と。
五 別表第一第四号に該当する対象事業	対象事業実施区域の位置	修正前の対象事業実施区域から百メートル以上離れた区域が対象事業実施区域とならないこと。
	敷地面積	敷地面積が二十パーセント以上増加しないこと。
	建築面積(建築基準法施行令(昭和二十五年政令第三百三十八号)第二条第一項第二号の建築面積をいう。以下同じ。)	建築面積が二十パーセント以上増加しないこと。
	排出ガス量又は排出水量	排出ガス量又は排出水量が増加しないこと。
	ばい煙発生施設の排出口(発生するばい煙を大気中に排出するために設けられた煙突その他の施設の開口部をいう。以下同じ。)の位置	ばい煙発生施設の排出口の高さが二十パーセント以上減少し、又は増加しないこと。
	排水口(排水水を排出する場所をいう。以下同じ。)の位置	排水口の位置が百メートル以上移動しないこと。
六 別表第一第五号ア又はイに該当する対象事業	対象事業実施区域の位置	新たに埋立処分の用に供される場所(以下「埋立処分場所」という。)となる部分の面積が修正前の埋立処分場所の面積の二十パーセント未満であること。
	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和四十六年政令第三百号)第七条第十四号イに規定する産業廃棄物の最終処分場、同号ロに規定する産業廃棄物の最終処分場又は一般廃棄物若しくは同号ハに規定する産業廃棄物の最終処分場の別	
七 別表第一第五号ウ又はエに該当する対象事業	対象事業実施区域の位置	修正前の対象事業実施区域から百メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。
	処理能力	処理能力が増加しないこと。
	廃棄物焼却施設の排出口の位置	廃棄物焼却施設の排出口の高さが二十パーセント以上減少し、又は増加しないこと。
八 別表第一第五号オ又はカに該当する対象事業	対象事業実施区域の位置	修正前の対象事業実施区域から三百メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。
	処理能力	処理能力が増加しないこと。
九 別表第一第六号に該当する対象事業	対象事業実施区域の位置	新たに対象事業実施区域となる部分の面積が五ヘクタール(指定地域にあっては、二ヘクタール)未満であること。
十 別表第一第七号から第九号までに該当する対象事業	対象事業実施区域の位置	新たに対象事業実施区域となる部分の面積が五ヘクタール(指定地域にあっては、二ヘクタール)未満であること。
十一 別表第一第十号に該当する対象事業	対象事業実施区域の位置	修正前の対象事業実施区域から百メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。
	対象事業実施区域の面積	対象事業実施区域の面積が増加しないこと。

十二 別表第一第十一号に該当する対象事業	対象事業実施区域の位置	新たに対象事業実施区域となる部分の面積が五ヘクタール(指定地域にあっては、二ヘクタール)未満であること。
----------------------	-------------	--

別表第三(第二十八条関係)
(平一規則四五・追加)

対象事業の種類	事業の諸元	手続きを経ることを要しない変更の要件
一 別表第一第一号ア又はイに該当する対象事業	道路の長さ	道路の長さが十パーセント以上増加しないこと。
	対象事業実施区域の位置	変更前の対象事業実施区域から百メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。
	車線の数	車線の数が増加しないこと。
	設計速度	設計速度が増加しないこと。
	盛土、切土、トンネル、橋若しくは高架又はその他の構造の別	盛土、切土、トンネル、橋若しくは高架又はその他の構造の別が連続した千メートル以上の区間において変更しないこと。
二 別表第一第一号ウに該当する対象事業	林道の長さ	林道の長さが十パーセント以上増加しないこと。
	対象事業実施区域の位置	変更前の対象事業実施区域から二百メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。
	林道の設計の基礎となる自動車の速度	林道の設計の基礎となる自動車の速度が増加しないこと。
	トンネル又は橋を設置する区域の位置	トンネル又は長さが二十メートル以上である橋の設置(移設に該当するものを除く。)を新たに行い、又は行わないこととするものでないこと。
三 別表第一第二号に該当する対象事業	貯水区域の位置	新たに貯水区域となる部分の面積が変更前の貯水面積の十パーセント未満であること。
	コンクリートダム又はフィルダムの別	
	対象事業実施区域の位置	変更前の対象事業実施区域から五百メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。
四 別表第一第三号に該当する対象事業	鉄道の長さ	鉄道の長さが十パーセント以上増加しないこと。
	本線路施設区域の位置	変更前の本線路施設区域から百メートル以上離れた区域が新たに本線路施設区域とならないこと。
	本線路の数	本線路の増設がないこと。
	鉄道施設の設計の基礎となる列車の最高速度	鉄道施設の設計の基礎となる列車の最高速度が地上の部分において十キロメートル毎時を超えて増加しないこと。
	運行される列車の本数	地上の部分において、運行される列車の本数が十パーセント以上増加せず、又は一日当たり十本を超えて増加しないこと。
	盛土、切土、トンネル若しくは地下、橋若しくは高架又はその他の構造の別	盛土、切土、トンネル若しくは地下、橋若しくは高架又はその他の構造の別が連続した千メートル以上の区間にお

		いて変更しないこと。
	車庫又は車両検査修繕施設の区域の面積	車庫又は車両検査修繕施設の区域の面積が十ヘクタール以上増加しないこと。
五 別表第一第四号に該当する対象事業	対象事業実施区域の位置	変更前の対象事業実施区域から百メートル以上離れた区域が対象事業実施区域とならないこと。
	敷地面積	敷地面積が十パーセント以上増加しないこと。
	建築面積	建築面積が十パーセント以上増加しないこと。
	排出ガス量又は排出水量	排出ガス量又は排出水量が増加しないこと。
	ばい煙発生施設の排出口の位置	ばい煙発生施設の排出口の高さが十パーセント以上減少し、又は増加しないこと。
	排水口の位置	排水口の位置が百メートル以上移動しないこと。
六 別表第一第五号ア又はイに該当する対象事業	対象事業実施区域の位置	新たに埋立処分場所となる部分の面積が変更前の埋立処分場所の面積の十パーセント未満であること。
	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第七条第十四号イに規定する産業廃棄物の最終処分場、同号ロに規定する産業廃棄物の最終処分場又は一般廃棄物若しくは同号ハに規定する産業廃棄物の最終処分場の別	
七 別表第一第五号ウ又はエに該当する対象事業	対象事業実施区域の位置	変更前の対象事業実施区域から百メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。
	処理能力	処理能力が増加しないこと。
	廃棄物焼却施設の排出口の位置	廃棄物焼却施設の排出口の高さが十パーセント以上減少し、又は増加しないこと。
八 別表第一第五号オ又はカに該当する対象事業	対象事業実施区域の位置	変更前の対象事業実施区域から百メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。
	処理能力	処理能力が増加しないこと。
九 別表第一第六号に該当する対象事業	対象事業実施区域の位置	新たに対象事業実施区域となる部分の面積が五ヘクタール(指定地域にあっては、二ヘクタール)未満であること。
十 別表第一第七号から第九号までに該当する対象事業	対象事業実施区域の位置	新たに対象事業実施区域となる部分の面積が五ヘクタール(指定地域にあっては、二ヘクタール)未満であること。
	土地の利用計画における工業の用、商業の用、住宅の用又はその他の利用目的ごとの土地の面積	土地の利用計画における工業の用の土地の面積が五ヘクタール(指定地域にあっては、二ヘクタール)以上増加しないこと。
十一 別表第一第十号に該当する対象事業	対象事業実施区域の位置	変更前の対象事業実施区域から百メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。
	対象事業実施区域の面積	対象事業実施区域の面積が増加しない

十二 別表第一第十一号 に該当する対象事業	対象事業実施区域の位置	こと。 新たに対象事業実施区域となる部分の面積が五ヘクタール(指定地域にあっては、二ヘクタール)未満であること。
	土地の利用計画における工業の用、商業の用、住宅の用又はその他の利用目的ごとの土地の面積	土地の利用計画における工業の用の土地の面積が五ヘクタール(指定地域にあっては、二ヘクタール)以上増加しないこと。

別記様式(第35条関係)

(平11規則45・追加)

別記様式(第35条関係)

(表)

<p style="margin: 0;">第 号</p> <p style="margin: 0;">証 明 書</p> <p style="margin: 0;">所 属</p> <p style="margin: 0;">職名及び氏名</p> <p style="margin: 0;">生 年 月 日</p> <p style="margin: 0;">この証明書を携帯する者は、奈良県環境 影響評価条例(平成10年12月奈良県条例第 11号)第38条第1項の規定による立入検査を 行う職員である。</p> <p style="margin: 0;">年 月 日</p> <p style="margin: 0;">奈良県知事 印</p>	<div style="border: 1px solid black; width: 80%; height: 80%; margin: auto;"> <p style="text-align: center; margin: 0;">写 真</p> </div>
--	--

(裏)

奈良県環境影響評価条例(抜粋)

(立入調査)

第38条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、事業者の事務所又は対象事業が実施されている地域に立ち入り、当該対象事業の実施の状況について調査させることができる。

2 前項の規定により立入調査を行う職員は、その権限を有する者であることを示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

(注) 用紙の大きさは、縦8センチメートル、横11センチメートルとする。

附 則(平成一一年規則第四五号)
この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成二三年規則第一七号)

この規則は、平成二十三年四月一日から施行する。

附 則(平成二四年規則第六五号)

この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。

附 則(平成二六年規則第七〇号)

(施行期日)

1 この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の規定による改正後の奈良県環境影響評価条例施行規則(以下「新規則」という。)第七条の二、第十三条の二又は第二十五条の二の規定は、この規則の施行の日(以下「施行日」という。)以後に行う公告及び縦覧に係る奈良県環境影響評価条例の一部を改正する条例(平成二十五年十月奈良県条例第二十一号)による改正後の奈良県環境影響評価条例(以下「新条例」という。)第五条第一項に規定する環境影響評価方法書(以下「方法書」という。)、新条例第十二条第一項に規定する環境影響評価準備書又は新条例第十九条第二項に規定する環境影響評価書について適用する。
- 3 新規則第七条の三から第七条の七までの規定は、施行日以後に行う公告及び縦覧に係る方法書について適用する。
- 4 新規則第二十九条の二の規定は、施行日以後に新条例第二十九条の届出を行った事業について適用する。
- 5 新規則第三十三条の三の規定は、施行日以後に環境影響評価法(平成九年法律第八十一号)第三十八条の三第一項に規定する送付を行った事業について適用する。

附 則(平成二六年規則第三九号)

(施行期日)

1 この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の規定による改正後の奈良県環境影響評価条例施行規則(以下「新規則」という。)第二条の二から第二条の九までの規定は、この規定の施行の日(以下「施行日」という。)前に方法書を公告した事業については、適用しない。
- 3 新規則第三条第五項から第七項までの規定は、施行日以後に行う公告及び縦覧に係る方法書について適用する。

附 則(平成二七年規則第三号)

この規則は、平成二十七年五月二十九日から施行する。